

東京大学研究等支援事業基金内規

令和2年 9月24日
総 長 裁 定

(設置)

第1条 東京大学基金規則第4条の規定に基づき、学生又は不安定な雇用状態にある研究者（租税特別措置法施行令第26条の28の2第4項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示（令和2年3月31日総務省、文部科学省告示第1号）第1項第1号に定める不安定な雇用状態にある研究者に該当する者をいう。以下同じ。）が行う研究への助成又は研究能力の向上のための事業に充てることを目的とした特定基金として、東京大学研究等支援事業基金（以下「研究等支援事業基金」という。）を置く。

(使途)

第2条 研究等支援事業基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げるいずれかの事業に充てることとし、その使途は、当該事業に限定するものとする。

- (1) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- (2) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- (3) 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(基金の構成)

第3条 研究等支援事業基金は、前条の事業を使途とする個別プロジェクト、部局基金又は寄付講座等のうち、社会連携本部長が指定するものをもって構成する。

(事務)

第4条 研究等支援事業基金の事務は、関係部署の協力を得て、本部渉外活動支援課が処理する。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、研究等支援事業基金の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和2年9月24日から実施し、令和2年1月1日以後に受け入れた寄附金について適用する。